

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について（概要）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

1. 改正の趣旨

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、改正法の施行に伴う所要の経過措置を設けるもの。

2. 改正の概要

- 改正法第3条による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「改正後総合支援法」という。）第5条第13項において、障害福祉サービスとして、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」が新たに創設されたことに伴い、就労系障害福祉サービス（就労移行支援及び就労継続支援）を対象としている各制度の一部について、就労選択支援をその対象に追加するとともに、条項の移動等に伴う所要の規定の整理を行う。
- また、就労選択支援の創設に伴い、指定障害福祉サービス事業者（就労選択支援に係るものに限る。）の人員基準等に関し、所要の経過措置を定める。

3. 根拠条項

- 改正法附則第43条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第35条等

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和7年10月1日